

**千葉県**  
**ひとり親家庭等医療費等助成事業の**  
**手引き**  
**(医療機関用)**

**令和2年12月**

**千葉県健康福祉部児童家庭課**

# 目 次

## 第 1 章 千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業について

- |   |  |   |
|---|--|---|
| 1 | 事業の概要                                  | 1 |
| 2 | 現物給付の流れ                                | 2 |
| 3 | 他の公費負担制度との優先関係                         | 2 |
| 4 | 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の<br>取り扱いについて | 4 |

## 第 2 章 受給券について

- |   |              |   |
|---|--------------|---|
| 1 | 受給券の様式       | 5 |
| 2 | 公費負担者番号の構成   | 6 |
| 3 | 「自己負担金」欄について | 6 |

## 第 3 章 医療機関における取扱いについて

- |   |                  |   |
|---|------------------|---|
| 1 | 現物給付の条件          | 7 |
| 2 | 自己負担額の徴収         | 7 |
| 3 | 院外処方で処方せんを交付する場合 | 7 |

## 第 4 章 高額療養費の取扱いについて

- |   |                    |   |
|---|--------------------|---|
| 1 | 被用者保険の場合           | 8 |
| 2 | 国民健康保険及び後期高齢者医療の場合 | 9 |

## 第 5 章 ひとり親家庭等医療費等の請求について

- |   |                 |    |
|---|-----------------|----|
| 1 | 委託契約の締結について     | 16 |
| 2 | ひとり親家庭等医療費等の請求先 | 16 |
| 3 | 請求の流れ           | 17 |

## 第 6 章 請求書等の記載要領

- |   |                   |    |
|---|-------------------|----|
| 1 | 併用レセプト作成にあたっての留意点 | 18 |
| 2 | 併用レセプトの記載事例       | 19 |

## Q & A 編

- 1 ひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担金について . . . 3 2
- 2 受給券について . . . . . 3 4
- 3 ひとり親家庭等医療費等の請求について . . . . . 3 5
- 4 その他 . . . . . 3 7

## 資料編

- 公費負担者番号に設定する市町村番号 . . . . . 3 8
- ひとり親家庭等医療費等助成事業市町村担当課一覧 . . . . . 3 9

# 第1章 千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業について

千葉県では、市町村と協同しひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安を軽減することにより、ひとり親家庭等の自立を促進し、かつ、ひとり親家庭等の福祉の向上を図るため、保険診療に係る医療費等を助成する公費負担制度を実施しています。

## 1 事業の概要

### (1) 事業の実施主体

ひとり親等の居住する市町村

### (2) 対象者

ひとり親家庭の父母等（18歳（一定の障害がある場合は20歳未満）までの児童を監護するひとり親家庭の父母、養育者及びその監護を受ける児童）

※ 生活保護を受けている等、対象とならない場合があります

※ 所得制限を設けている市町村では、対象とならない場合があります。

（この場合、受給券は交付されません。）

### (3) 給付対象額

入院 保険診療の一部負担金額、食事療養及び生活療養の標準負担額

通院 保険診療の一部負担金額

調剤 保険調剤の一部負担金額

※ 上記には、在宅療養及び訪問看護を含みます。

### (4) 自己負担額

入院については、保険診療の一部負担金、食事療養費及び生活療養費の標準負担額の合算額から、1日につき0円、200円、300円のいずれか、通院については、保険診療の一部負担金から1回につき0円、200円、300円のいずれかとなります。

ただし、1日または1回の自己負担金に満たない場合は、患者負担割合の額となります。

※ 自己負担額は市町村により異なりますので、必ず受給券をご確認下さい。

※ 保険薬局での調剤については、自己負担はありません。

### (5) 給付方法

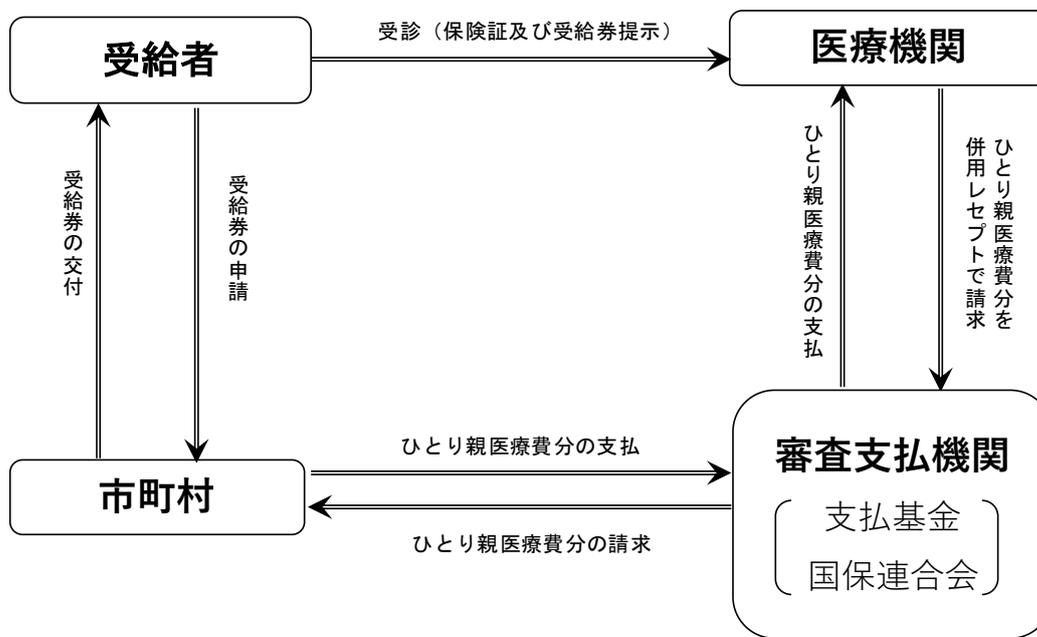
現物給付方式により実施

※ 医療機関の窓口で受給券を提示することにより、受給券に記載された自己負担金額のみで医療サービスを受けることができます。

※ 受給券の提示がない場合や県外で受診した場合は、償還払いとなります。

## 2 現物給付の流れ

千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業における現物給付の流れは、概ね下記のとおりとなっています。



## 3 他の公費負担制度との優先関係

ひとり親家庭等医療費等助成事業は、他の公費負担制度（次頁参照）が優先します。

ただし、先に適用した公費負担制度に自己負担額がある場合は、当該自己負担額について、ひとり親家庭等医療費等助成事業の助成対象となります。

なお、児童福祉施設・里親等に措置・委託等されている子どもは児童福祉法の措置等に係る医療の給付（公費番号：53）の対象であり、当該制度は保険診療の一部負担分の全額を公費負担（自己負担額なし）のため、ひとり親家庭等医療費等助成事業の助成対象となりません。

## 《 公費負担制度一覧 》

法 律 等	名 称	公費番号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	結核患者の適正医療	1 0
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	結核患者の入院	1 1
生活保護法	医療扶助	1 2
戦傷病者特別援護法	療養の給付	1 3
戦傷病者特別援護法	更正医療	1 4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	更正医療	1 5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	育成医療	1 6
児童福祉法	療育の給付	1 7
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	認定疾病医療	1 8
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	一般疾病医療費	1 9
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	措置入院	2 0
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	精神通院医療	2 1
麻薬及び向精神薬取締法	入院措置	2 2
母子保健法	養育医療	2 3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	療養介護医療	2 4
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	医療支援給付	2 5
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	一類感染症等	2 8
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	新感染症	2 9
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律		3 0
肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付		3 8
特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業		5 1
児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援		5 2
児童福祉法の措置等に係る医療の給付		5 3
難病の患者に対する医療等に関する法律	特定医療	5 4
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法による定期検査費及び母子感染防止医療費の支給		6 2
石綿による健康被害の救済に関する法律		6 6
児童福祉法による肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療		7 9
各市町村の規則・条例等	重度心身障害者(児)医療	8 1
各市町村の規則・条例等	子ども医療	8 3
各市町村の規則・条例等	ひとり親家庭等医療	8 5

#### 4 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の 取り扱いについて

ひとり親家庭等医療費等助成事業の助成対象となるひとり親家庭等の児童が、学校管理下での負傷又は疾病により受診した場合には、下記の点に留意してください。

- 学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、ひとり親家庭等医療費等助成事業の助成対象となりません。
  
- 子どもの保護者に対しては、学校管理下での負傷又は疾病により受診する際は、受給券を使用しないよう市町村から周知されています。
  
- 保護者から学校管理下での負傷又は疾病であるとの申し出があった場合は、ひとり親家庭等医療費等助成事業の助成を行わず、保険診療の一部負担金である3割（就学前児は2割）相当額を保護者に請求してください。
  
- 災害共済給付制度の内容につきましては、学校又は日本スポーツ振興センター（TEL:03-5410-9162）へお問い合わせください。

## 第2章 受給券について

ひとり親家庭等医療費等助成事業の現物給付を行うには、市町村が発行する受給券が必ず必要になります。医療機関の窓口では、受給券の提示を受け、内容を確認していただくようお願いいたします。

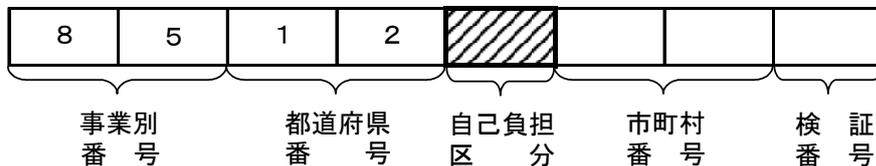
### 1 受給券の様式

市町村によって多少異なりますが、概ね下記のとおりとなっています。

ひとり親家庭等医療費等助成受給券		
公費負担者番号		
受給者番号		
対象者	住所 〒	
	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
自己負担金	通院	
	入院	
	保険調剤	
〇〇〇市町村長 〇〇 〇〇〇 印		

## 2 公費負担者番号の構成

ひとり親家庭等医療費等助成事業の公費負担者番号は、8桁の算用数字から構成されています。



事業別番号	ひとり親家庭等医療費等助成事業では「85」を設定しています。
都道府県番号	千葉県の場合は「12」になります。
自己負担区分	下記の「0」～「5」のいずれかを使用します。 「0」・・・ 0円（県基準） 「1」・・・ 300円（県基準） 「2」・・・ 0円（市町村独自基準） 「3」・・・ 200円（市町村独自基準） 「4」・・・ 0円（市町村独自基準） 「5」・・・ 300円（市町村独自基準）
市町村番号	千葉県内の市町村にそれぞれ2桁の番号が決められています。
検証番号	国で定めた計算式に基づいて算出される番号になります。

## 3 「自己負担金」欄について

自己負担金の表示は、以下のようになっています。

通 院	無料 通院1回につき200円 通院1回につき300円	} いずれか1つが記載されます。
入 院	無料 入院1日につき200円 入院1日につき300円	} いずれか1つが記載されます。
保険調剤	無料	

※ 保険診療の一部負担金額が受給券に記載された自己負担金に満たない場合は、その金額を徴収してください。

## 第3章 医療機関における取扱いについて

### 1 現物給付の条件

ひとり親家庭等医療費等助成事業において現物給付ができるのは、以下の項目を全て満たす場合に限りです。

- ① 居住する市町村から受給券が交付されていること。
- ② 千葉県内の契約医療機関及び契約保険薬局での診療及び調剤
- ③ 診療及び調剤の際に、受給券と保険証を提示した場合

### 2 自己負担額の徴収

医療機関の窓口では、受給券に記載の自己負担額のみを徴収し、保険診療の一部負担金額と自己負担額（0円、200円、300円のいずれか）の差額を、医療機関から審査支払機関に請求していただくことになります。

### 3 院外処方で処方せんを交付する場合

院外処方で処方せんを交付する場合は、処方せんの備考欄に~~免~~または（免）と記載してください。

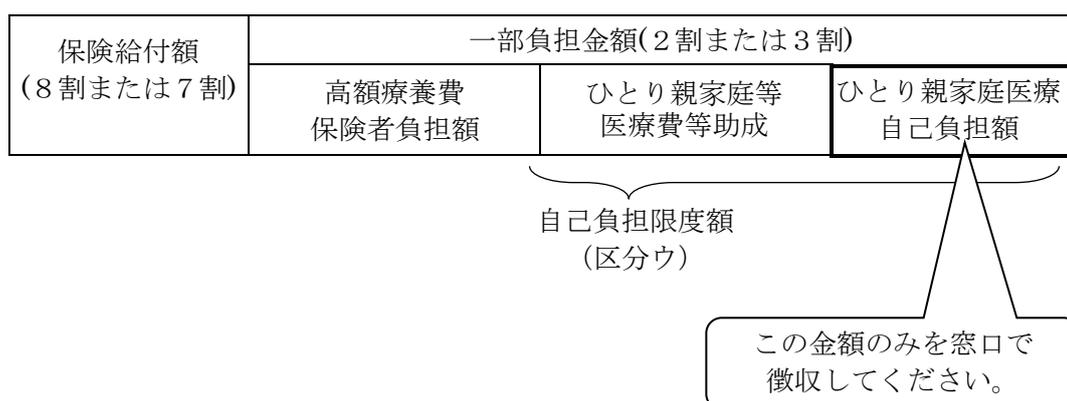
## 第4章 高額療養費の取扱いについて

ひとり親家庭等医療費等助成事業において高額療養費に該当する場合は、ひとり親家庭の父母等（児童を含む）が加入する保険によって自己負担の徴収額が異なる場合がありますので、御留意ください。

### 1. 被用者保険の場合

被用者保険における医療費助成事業に係る高額療養費は、平成18年厚生労働省告示により、一律一般の所得区分（70歳未満の場合は所得区分ウ、70歳以上の場合は高齢受給者の一般所得者）で算定します。

窓口での徴収額はひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担額のみとなります。



## 2. 国民健康保険及び後期高齢者医療の場合

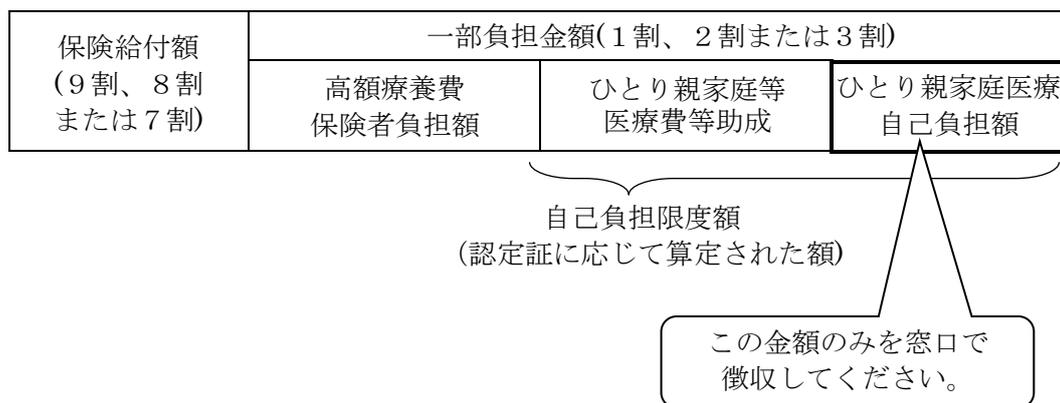
国民健康保険及び後期高齢者医療における医療費助成事業に係る高額療養費は、所得区分による高額療養費の算定が定められていることから、所得区分に応じて以下のとおり取扱いをお願いします。

高額療養費算定が予想される場合は、予め限度額適用認定証または限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の申請を行うようひとり親家庭の父母等（児童を含む）に案内をお願いします。

### (1) 限度額適用認定証または限度額適用認定証・標準負担額減額認定証を提示した場合

国保連合会では所得区分に応じた高額療養費を計算します。

窓口での徴収額はひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担額のみとなります。

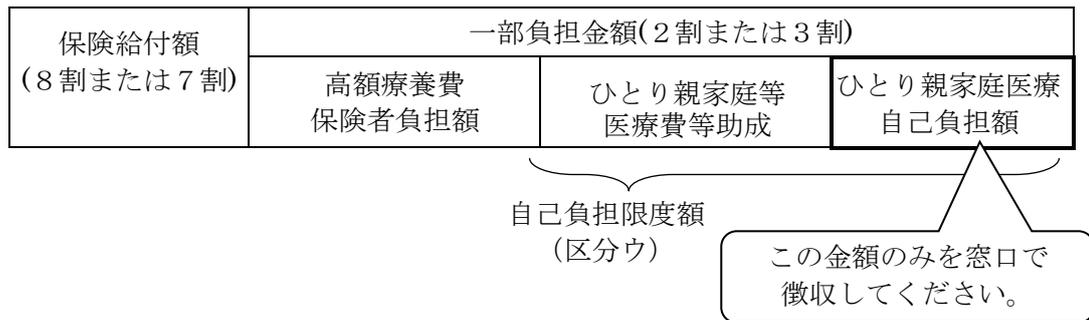


(2) 県内市町村国保の場合（限度額適用認定証を提示した場合を除く）

① 70歳未満の場合

ひとり親家庭の父母等（児童を含む）の加入する保険が市町村国保の場合、区分ウの所得区分により高額療養費を計算します。

窓口での徴収額はひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担額のみとなります。

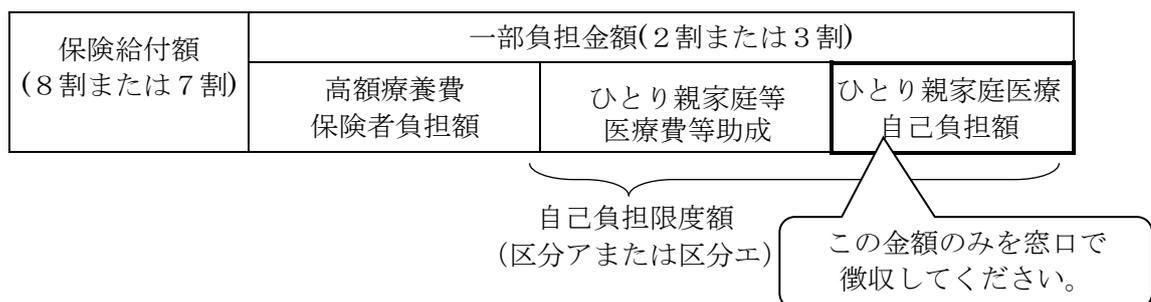


※区分ウ以外の所得区分、多数該当、世帯合算により高額療養費が異なった場合は、後日、市町村の担当部署間で調整することになります。

② 70歳以上の場合

ひとり親家庭の父母等の加入する保険が市町村国保の場合、保険証の負担割合に応じて、区分アまたは区分エの所得区分により高額療養費を計算します。

窓口での徴収額はひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担額のみとなります。



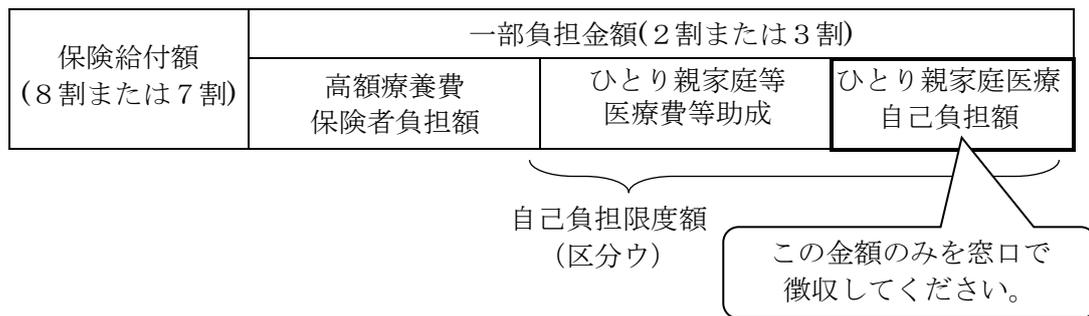
※区分アまたは区分エ以外の所得区分、多数該当、世帯合算により高額療養費が異なった場合は、後日、市町村の担当部署間で調整することになります。

(3) 県内国保組合の場合（限度額適用認定証を提示した場合を除く）

① 70歳未満の場合

ひとり親家庭の父母等（児童を含む）の加入する保険が県内国保組合（医師国保組合（123018）・歯科医師国保組合（123026）・薬剤師国保組合（123034））の場合、区分ウの所得区分により高額療養費を計算します。

窓口での徴収額はひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担額のみとなります。

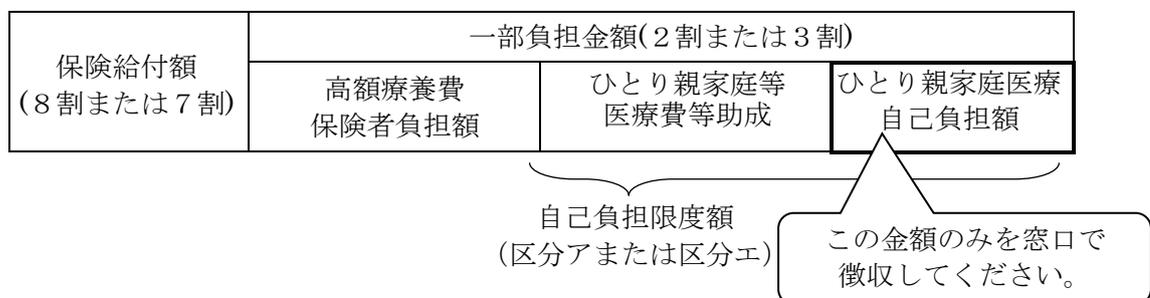


※区分ウ以外の所得区分、多数該当、世帯合算により高額療養費が異なった場合は、後日、市町村と国保組合で調整することとなります。

② 70歳以上の場合

ひとり親家庭の父母等の加入する保険が県内国保組合（医師国保組合（123018）・歯科医師国保組合（123026）・薬剤師国保組合（123034））の場合、保険証の負担割合に応じて、区分アまたは区分エの所得区分により高額療養費を計算します。

窓口での徴収額はひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担額のみとなります。



※区分アまたは区分エ以外の所得区分、多数該当、世帯合算により高額療養費が異なった場合は、後日、市町村と国保組合で調整することとなります。

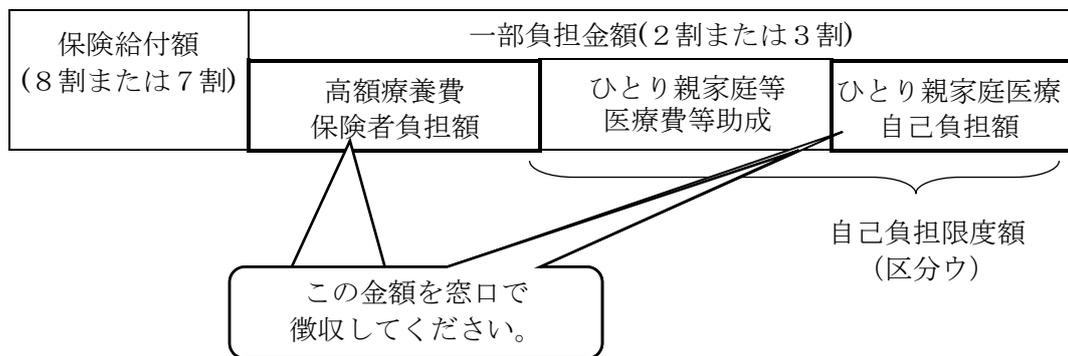
(4) 県外国保組合の場合（限度額適用認定証を提示した場合を除く）

① 70歳未満の場合

ひとり親家庭の父母等（児童を含む）の加入する保険が県外国保組合（県番12を除く国保組合）の場合、区分ウの所得区分により高額療養費を計算します。

窓口での徴収額はひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担額と高額療養費の金額になります。

【注】 窓口徴収金額が変わります。



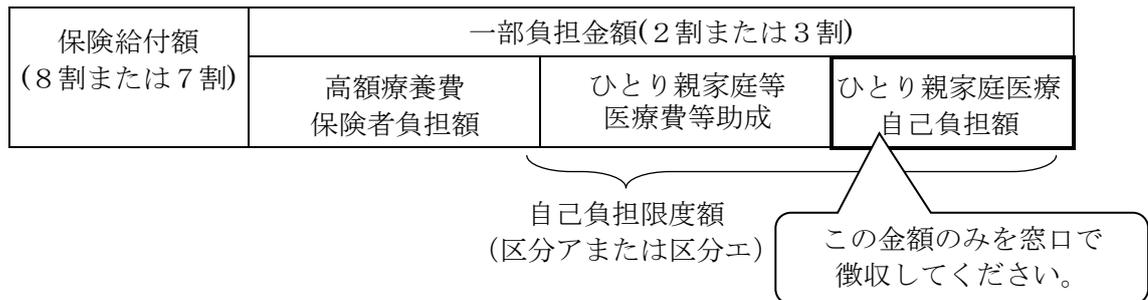
※高額療養費は後日、被保険者から保険者に還付請求していただくことになります。

区分ウ以外の所得区分、多数該当、世帯合算により高額療養費が異なった場合は、後日、市町村、国保組合、被保険者間で調整することになります。

② 70歳以上の場合

ひとり親家庭の父母等の加入する保険が県外国保組合(県番12を除く国保組合)の場合、保険証の負担割合に応じて、区分アまたは区分エの所得区分により高額療養費を計算します。

なお、レセプトに所得区分を記載するため、窓口での徴収額はひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担額のみとなります。

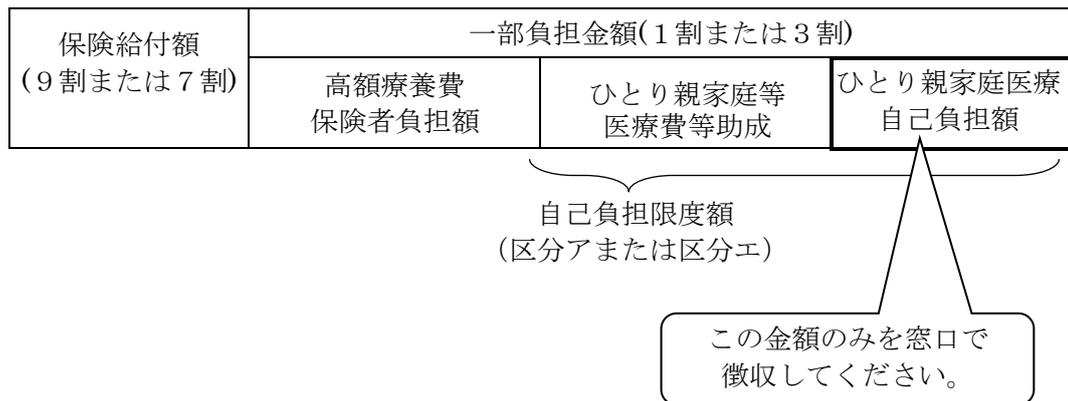


※区分アまたは区分エ以外の所得区分、多数該当、世帯合算により高額療養費が異なった場合は、後日、市町村と国保組合で調整することになります。

(5) 県内後期高齢者医療の場合（限度額適用認定証を提示した場合を除く）

ひとり親家庭の父母等の加入する保険が後期高齢者医療の場合、保険証の負担割合に応じて、区分アまたは区分エの所得区分により高額療養費を計算します。

窓口での徴収額はひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担額のみとなります。



※区分アまたは区分エ以外の所得区分、多数該当、世帯合算により高額療養費が異なった場合は、後日、市町村と千葉県後期高齢者医療広域連合で調整することになります。

〔参考事例〕

総医療費	100万円
入院日数	10日
ひとり親家庭医療自己負担	300円（入院1日につき）
所得階層	区分ウ
負担割合	3割

※ 簡略化のため食事療養費（生活療養費）はないものとして計算。

$$\begin{aligned} \text{自己負担限度額} &= 80,100 \text{円} + (1,000,000 \text{円} - 267,000 \text{円}) \times 1\% \\ &= 87,430 \text{円} \end{aligned}$$

《 医療費内訳 》

700,000円 保険給付額（7割）	300,000円 一部負担金額（3割）		
	212,570円 高額療養費 保険者負担額	87,430円 高額療養費の自己負担限度額	
		84,430円 ひとり親家庭等医療費等助成	3,000円 ひとり親 家庭医療 自己負担額

この事例の場合、保険別に見た窓口徴収額は下記のとおりとなります。

- 1 県内市町村国保、県内国保組合、社保、県外国保組合（70歳未満で限度額適用認定証の提示がない場合を除く）及び県内後期高齢者医療の場合

$$\text{窓口徴収額} = \underline{3,000 \text{円}} \text{（ひとり親家庭等医療費等助成事業自己負担額）}$$

- 2 県外国保組合の場合（70歳未満で限度額適用認定証の提示がない場合）

$$\text{窓口徴収額} = 212,570 \text{円（高額療養費保険者負担額）} + 3,000 \text{円（ひとり親家庭等医療費等助成事業自己負担額）} = \underline{215,570 \text{円}}$$

なお、国民健康保険及び後期高齢者医療においては、区分ウ以外の所得区分、多数該当、世帯合算により高額療養費が異なった場合の過誤額は、後日市町村と保険者等で調整することになります。

## 第5章 ひとり親家庭等医療費等の請求について

### 1 委託契約の締結について

ひとり親家庭等医療費等の請求にあたっては、事前に千葉県と医療機関とで現物給付の実施に関する委託契約を締結する必要があります。

※県は、千葉県医師会、千葉県歯科医師会及び千葉県薬剤師会と契約を締結していますので、これらの団体に加入している医療機関は、契約の締結は不要です。

#### (1) 契約書の入手方法

下記担当までご連絡ください。契約書を郵送いたします。

#### (2) 契約方法

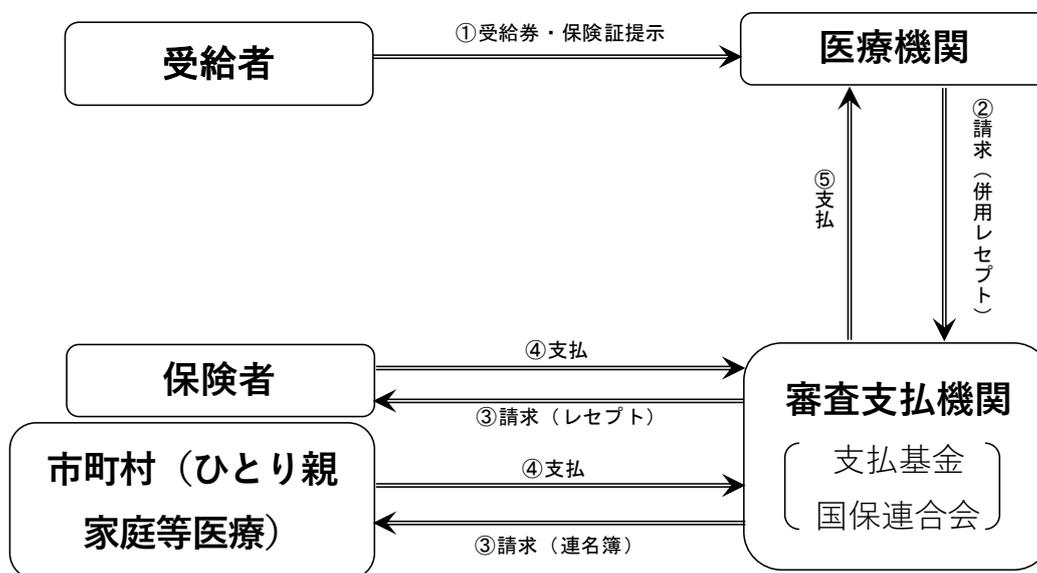
契約書2部に記名押印の上、2部とも下記までご送付下さい。契約締結後、1部を返送いたします。

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号  
千葉県健康福祉部児童家庭課 ひとり親家庭班  
TEL：043-223-2320 / FAX：043-224-4085

### 2 ひとり親家庭等医療費等の請求先

ひとり親家庭等医療費等については、加入する保険が社会保険の場合は社会保険診療報酬支払基金千葉支部（以下、「支払基金」という。）に、国民健康保険及び後期高齢者医療の場合は千葉県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）に請求していただきます。

### 3 請求の流れ



- ① 受給者は、受給券と被保険者証を医療機関に提示して受診します。
- ② 医療機関では、ひとり親家庭等医療費等の請求を併用レセプトで医療費の保険給付額の請求とひとり親家庭等医療費等の請求とを併せて審査機関に行います。
- ③ 審査機関では、併用レセプトの内容を審査の上、ひとり親家庭等医療費等と保険給付額を市町村と保険者に請求します。
- ④ 市町村と保険者では、審査機関からの請求を受けてひとり親家庭等医療費等と保険給付額を支払います。
- ⑤ 審査機関では、市町村と保険者からの支払を受けて医療機関にひとり親家庭等医療費等と保険給付額を支払います。

## 第6章 請求書等の記載要領

### 1 併用レセプト作成にあたっての留意点

- (1) 医療保険と公費の併用レセプトで請求します。
- (2) ひとり親家庭等医療費等助成に係る一部負担金が発生しない場合の記載は「0円」または「空欄」とします。
- (3) ひとり親家庭等医療費等助成に係る一部負担金が、1回の自己負担額に満たない場合は、その額を記載します。たとえば、自己負担額が300円の受給券と3割負担の保険証を持参した受給者の請求点数が69点の場合、207円（1円単位）と記載します。
- (4) 入院について、療養の給付の一部負担金額が発生しない場合は食事・生活療養の標準負担額から1日あたりの自己負担額を徴収します。また、療養の給付の一部負担額が自己負担額に満たない場合は、食事・生活療養の標準負担額を含め1日当たりの自己負担額を徴収することになります。
- (5) 1日のうち同一の保険医療機関に2回受診（電話による受診を含む）した場合は、2回分を自己負担とします。なお、即日入院の場合は入院分のみを自己負担とします。
- (6) ひとり親家庭等医療費等助成事業は、国の公費負担制度を優先することから、国の公費負担制度助成額を控除した残りの額を助成対象とします。また、国の公費負担制度において窓口負担額のある場合においては、その窓口負担金をひとり親家庭等医療費等助成事業の助成対象とします。
- (7) 国の公費負担医療との併用で、医療保険と国の公費負担医療費が異なる場合は、ひとり親家庭等医療費等の請求点数は空欄ではなく医療保険の点数を記載します。  
なお、医療保険とひとり親家庭等医療費等の診療日数が異なる場合は、医療保険の請求点数ではなく、ひとり親家庭等医療費等の該当点数を記載します。
- (8) ひとり親家庭等医療費等が国の公費により請求金額が生じない場合は、記載の必要はありません。

## 2 併用レセプトの記載事例

医科入院外

事例1 医保・ひとり親家庭等医療の2者併用

(未就学者)

—				保険者番号		0 1 1 2 0 0 1 3	
公費①	8 5 1 2 1 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		診療 実日 数	保	1	日
公費②					①		日
				②		日	
療 養 の 給 付	保 險	請 求 点	決 定 点	一 部 負 担 金 額	円		
	公 ①	523			円		
	公 ②			300	円		

### 療養の給付の請求金額

- ・ 医療保険  $4,184 \text{ 円} = 523 \text{ 点} \times 8 \text{ 割}$
- ・ ひとり親家庭等医療  $746 \text{ 円} = 523 \text{ 点} \times 2 \text{ 割} - 300 \text{ 円}$
- ・ ひとり親家庭等医療自己負担額  $300 \text{ 円}$

歯科

事例2 医保・ひとり親家庭等医療の2者併用

(本人・家族)

—			保険者番号	0 1 1 2 0 0 1 3	
公費	8 5 1 2 1 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	診療 実日数	1 日( 日)	
		公費分 点数	請求 決定	点 点	合計
		患者負担額 (公費)		円 300	決定
		高額療養費		円	一部負担 金額
					点 523 点 円

療養の給付の請求金額

- ・医療保険  $3,661円 = 523点 \times 7割$
- ・ひとり親家庭等医療  $1,269円 = 523点 \times 3割 - 300円$
- ・ひとり親家庭等医療自己負担額  $300円$

## 調剤

### 事例3 医療・ひとり親家庭等医療の2者併用

(未就学者)

—				保険者番号	0 1 1 2 0 0 1 3
公費①	8 5 1 2 ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
公費②					
保 險	請 求 点 523	決 定 点	一部負担金額 円		
公 ①	点	点	円	0	
公 ②	点	点	円		

受 保	1	回
①		回
②		回

#### 療養の給付の請求金額

- ・医療保険 4, 1 8 4 円 = 5 2 3 点 × 8 割
- ・ひとり親家庭等医療 1, 0 4 6 円 = 5 2 3 点 × 2 割

\*一部負担金額が0円の場合は、記載を省略しても差し支えありません。

# 訪問看護

(本人・家族)

## 事例4 医保・ひとり親家庭等医療の2者併用

—			保険者番号	0 1 1 2 0 0 1 3			
公費①	8 5 1 2 1 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	実日数	保 險 公 ①	2 日		日
公費②				日	公 ②		日
			合計				
			請 求	保 險	21,540		円
				公 ①			円
				公 ②			円
			決 定	保 險			円
				公 ①			円
				公 ②			円
			負 担 金 額	保 險			円
				公 ①	600		円
				公 ②			円
金 公 費 負 担 額	公 ①			円			
	公 ②			円			

### 療養の給付の請求金額

- ・ 医療保険  $15,078円 = 21,540円 \times 7割$
- ・ ひとり親家庭等医療  $5,862円 = 21,540円 \times 3割 - 600円$
- ・ ひとり親家庭等医療自己負担額  $600円 = 300円 \times 2日$



## 医科入院外

### 事例6 医保・ひとり親家庭等医療の2者併用（異点数）

（本人・家族）

—			保険者番号	0 1 1 2 0 0 1 3			
公費①	8 5 1 2 1 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		診療 実日 数	保	3	日
公費②					①	2	日
					②		日
療 養 の 給 付	請 求 点	決 定 点	一部負担金額	円			
	4,899			円			
	3,136		600	円			
	点	点	円				
	点	点	円				

#### 療養の給付の請求金額

- ・ 医療保険 34,293円 = 4,899点 × 7割
- ・ ひとり親家庭等医療 8,808円 = 3,136点 × 3割 - 600円
- ・ ひとり親家庭等医療自己負担額 600円 = 300円 × 2日
- ・ 医療保険自己負担額 5,289円 = (4,899点 - 3,136点) × 3割

\*この事例では、ひとり親家庭等医療の対象とならない医療（受給券の提示なし等）が1日あります。  
その分の医療は公費の対象となりません。

## 医科入院外

事例7 医保・ひとり親家庭等医療の2者併用（1日の自己負担額が300円未満） （未就学者）

—			保険者番号	0 1 1 2 0 0 1 3		
公費①	8 5 1 2 1 ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				
公費②						
療養の給付	請 求 点	決 定 点	一部負担金額	円		
	598					
	点	点	円	452		
①	点	点	円			
②	点	点	円			

診療実日数	保	2	日
	①		日
	②		日

療養の給付の請求金額

- ・医療保険 4, 784円 = 598点×8割
- ・ひとり親家庭等医療 744円 = 598点×2割 - 452円
- ・ひとり親家庭等医療自己負担額 452円 = 300円×1日 + 152円  
(1日目522点 2日目76点)

\*一部負担金額が300円に満たない場合は、その金額（1円単位）がひとり親家庭等医療自己負担額となります。

# 医科入院

## 事例 8 医保・ひとり親家庭等医療の2者併用（高額療養費）

（本人・家族）

—			保険者番号	0 1 1 2 0 0 1 3				
公費①	8 5 1 2 1 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	特記事項 2 8 区ウ	診療 実 日 数	保	31	日	
公費②					①		日	
				②		日		
（※）月途中で高額療養費の自己負担限度額に達したとする。								
療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	決 定 点	負 担 金 額 円 (※)	食 事 ・ 保 険 回	請 求 円	決 定 円	標 準 負 担 額 円
	公 ①	90,000		86,430	2	1,280		920
	給 公 ②			9,300				

### 療養の給付の請求金額

- ・医療保険  $630,000円 = 90,000点 \times 7割$
- ・高額療養費  $183,570円 = 90,000点 \times 3割 - 86,430円$   
(自己負担限度額)
- ・ひとり親家庭等医療  $77,130円 = 86,430円 - 9,300円$
- ・ひとり親家庭等医療自己負担額  $9,300円 = 300円 \times 31日$

### 食事・生活療養の請求金額

- ・医療保険  $360円 = 1,280円 - 920円$
- ・ひとり親家庭等医療  $920円$

\* 高額療養費の自己負担限度額に達した日以後も、ひとり親家庭等医療自己負担額は徴収します。

# 医科入院外

(本人・家族)

## 事例9 医保・難病医療・ひとり親家庭等医療の3者併用

—			保険者番号	0 1 1 2 0 0 1 3			
公費①	5 4 1 2 ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		診療 実日 数	保	1	日
公費②	8 5 1 2 1 ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			①		日
				②			日
療 養 の 給 付	保 險	請 求 点	決 定 点	一部負担金額	円		
	公 ①	2,675			円		
	公 ②			3,230	円		
				300	円		

### 療養の給付の請求金額

- ・ 医療保険  $18,725 \text{ 円} = 2,675 \text{ 点} \times 7 \text{ 割}$
- ・ 難病医療  $4,795 \text{ 円} = 2,675 \text{ 点} \times 3 \text{ 割} - 3,230 \text{ 円}$   
(難病医療自己負担額)
- ・ ひとり親家庭等医療  $2,930 \text{ 円} = 3,230 \text{ 円} - 300 \text{ 円}$
- ・ ひとり親家庭等医療自己負担額  $300 \text{ 円}$

\* 難病医療自己負担額に対してひとり親家庭等医療が適用されます。  
難病医療自己負担額からひとり親家庭等医療自己負担額を控除した額が、ひとり親家庭等医療費となります。

## 調剤

事例 10 医保・小児慢性医療・ひとり親家庭等医療の 3 者併用（異点数）

（未就学者）

—				保険者番号	0 1 1 2 0 0 1 3
公費①	5 2 1 2 ○○○○	○○○○○○○○			
公費②	8 5 1 2 ○○○○	○○○○○○○○			
保 險	請 求 点	決 定 点	一部負担金額	円	
	2,675				
公 ①	点	点	円		
	2,170		3,230		
公 ②	点	点	円		
	2,675				

受 保	1	回
①		回
②		回

### 療養の給付の請求金額

- ・ 医療保険 21,400円 = 2,675点 × 8割
- ・ 小児慢性医療 1,110円 = 2,170点 × 2割 - 3,230円  
(小児慢性医療自己負担額)
- ・ ひとり親家庭等医療 4,240円 = (2,675点 - 2,170点) × 2割  
+ 3,230円

\*ひとり親家庭等医療は対象疾病等の制限がないため、その日数・点数は保険給付分と同じです。  
この事例では小児慢性医療が優先となり、残りの額及び小児慢性医療自己負担額に対してひとり親家庭等医療が適用されます。

# 医科入院

## 事例 1 1 医保・育成医療・ひとり親家庭等医療の 3 者併用

(未就学者)

—			保険者番号	0 1 1 2 0 0 1 3				
公費①	1 6 1 2 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	診療 実日 数	保	1	日		
公費②	8 5 1 2 1 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		①		日		
				②		日		
療養の 給付	請求点	決定点	負担金額 円	食事・ 生活療養	回数	請求 円	決定 円	標準負担額 円
	10,000			公①	3	1,980		1,380
			5000	公②	0	0		0
			300		3	1,980		1,380

### 療養の給付の請求金額

- ・医療保険  $80,000 \text{ 円} = 10,000 \text{ 点} \times 8 \text{ 割}$
- ・育成医療  $15,000 \text{ 円} = 10,000 \text{ 点} \times 2 \text{ 割} - 5000 \text{ 円}$   
(育成医療自己負担額)
- ・ひとり親家庭等医療  $4,700 \text{ 円} = 5,000 \text{ 円} - 300 \text{ 円}$
- ・ひとり親家庭等医療自己負担額  $300 \text{ 円}$

### 食事・生活療養の請求金額

- ・医療保険  $600 \text{ 円} = 1,980 \text{ 円} - 1,380 \text{ 円}$
- ・ひとり親家庭等医療  $1,380 \text{ 円}$  (標準負担額)

\* 食事・生活療養は育成医療の対象とならないため、標準負担額にはひとり親家庭等医療が適用されます。

## 医科入院

事例 1 2 医保・小児慢性医療・ひとり親家庭等医療の 3 者併用

(本人・家族)

—				保険者番号	0 1 1 2 0 0 1 3																									
公費①	5 2 1 2 8 ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">特記事項</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 7 区イ</td> <td></td> </tr> </table>		特記事項		2 7 区イ		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">診</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">保</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">5</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">療</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td></td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実</td> <td style="text-align: center;">②</td> <td></td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		診	保	5	日	療	①		日	実	②		日	日				数			
特記事項																														
2 7 区イ																														
診	保	5	日																											
療	①		日																											
実	②		日																											
日																														
数																														
公費②	8 5 1 2 1 ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○																												
(※) 入院 1 日目で小児慢性医療の自己負担限度額に達したとする。																														
療養の給付	請求点	決定点	負担金額 円	食事・生活療養	請求 円	決定 円	標準負担額 円																							
	23,916			15	9,850		3,900																							
	点	点	(※) 円	公回	円	円	円																							
①			10,000	①	9,850		3,900																							
②			1,500	②	9,850		3,900																							

### 療養の給付の請求金額

- ・医療保険 1 6 7, 4 1 2 円 = 2 3, 9 1 6 点 × 7 割
- ・小児慢性医療 6 1, 7 4 8 円 = 2 3, 9 1 6 点 × 3 割 - 1 0, 0 0 0 円  
(小児慢性医療自己負担額)
- ・ひとり親家庭等医療 9, 7 0 0 円 = 1 0, 0 0 0 円 - 3 0 0 円 × 1 日  
(入院 1 日目で小児慢性医療の自己負担限度額超え)
- ・ひとり親家庭等医療自己負担額 3 0 0 円 = 3 0 0 円 × 1 日

### 食事・生活療養の請求金額

- ・医療保険 5, 9 5 0 円 = 9, 8 5 0 円 - 3, 9 0 0 円
- ・小児慢性医療 1, 9 5 0 円 = 3, 9 0 0 円 × 1 / 2
- ・ひとり親家庭等医療 7 5 0 円 = 3, 9 0 0 円 × 1 / 2 - 3 0 0 円 × 4 日
- ・ひとり親家庭等医療自己負担額 1, 2 0 0 円 = 3 0 0 円 × 4 日

\* 食事・生活療養は小児慢性医療の対象となりますが、標準負担額の 1 / 2 は自己負担となります。

\* 入院 1 日目で小児慢性医療の自己負担限度額に達していることから、2 日目を以降は食事・生活療養の標準負担額（小児慢性医療の負担額を控除した額）に対してひとり親家庭等医療が適用されます。

\* ひとり親家庭等医療に係る療養の給付の負担金額欄への記載は、療養の給付と食事・生活療養の自己負担額を合算した金額を記載することとなります。

# 医科入院

## 事例 13 医保・小児慢性医療・ひとり親家庭等医療の3者併用

(本人・家族)

—			保険者番号	01120013
公費①	52128000	00000000	特記事項 28区ウ	診療実日数 保 2 日 ① 日 ② 日
公費②	85121000	00000000		

(※) 入院1日目で小児慢性医療の自己負担限度額に達したとする。

療養の給付	保険	請求点	決定点	負担金額 円	食事・生活療養	回数	請求 円	決定 円	標準負担額 円
		①	14,233					円	2
②				(※) 5,000	①	2	1,330		520
				560	②	2	1,330		520

### 療養の給付の請求金額

- ・医療保険  $99,631円 = 14,233点 \times 7割$
- ・小児慢性医療  $37,699円 = 14,233点 \times 3割 - 5,000円$   
(小児慢性医療自己負担額)
- ・ひとり親家庭等医療  $4,700円 = 5,000円 - 300円 \times 1日$   
(入院1日目で小児慢性医療の自己負担限度額超え)
- ・ひとり親家庭等医療自己負担額  $300円 = 300円 \times 1日$

### 食事・生活療養の請求金額

- ・医療保険  $810円 = 1,330円 - 520円$
- ・小児慢性医療  $260円 = 520円 \times 1/2$
- ・ひとり親家庭等医療自己負担額  $260円 = 520円 \times 1/2$

\* 食事・生活療養は小児慢性医療の対象となりますが、標準負担額の1/2は自己負担となります。

\* 入院1日目で小児慢性医療の自己負担限度額に達していることから、2日目以降は食事・生活療養の標準負担額（小児慢性医療の負担額を控除した額）に対してひとり親家庭等医療が適用されます。

\* ひとり親家庭等医療に係る療養の給付の負担金額欄への記載は、療養の給付と食事・生活療養の自己負担額を合算した金額を記載することとなります。

# Q & A 編

## 1 ひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担金について

問1 保険診療の一部負担金がひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担金（300円）に満たない場合は、窓口で徴収する金額はどのようなのですか。

答1 一部負担金額を徴収してください。例えば、一部負担金額が174円の場合、170円を窓口で徴収してください。（健康保険法第75条の規定により10円未満は四捨五入して徴収してください。）

ただし、審査支払機関に請求する際作成するレセプトには、1円単位まで記載することになりますので、御注意ください。

問2 1日のうち同一の保険医療機関に2回受診（電話による受診を含む。）した場合、ひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担金はどのようなになるのですか。

答2 ひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担金は、入院外は1回ごとに徴収しますので、2回分を自己負担していただきます。

問3 同一保険医療機関で複数科受診した場合、ひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担金はどのようなになるのですか。

答3 同一保険医療機関でのひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担金は、一医療機関とみなし、主たる診療科のみ（初診、再診料を算定する診療科）徴収します。ただし、歯科は除きます。

問4 1日のうち複数の保険医療機関（歯科を含む。）に受診した場合、ひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担金はどのようなになるのですか。

答4 保険医療機関ごとに自己負担金を徴収します。ただし、保険調剤は無料となります。

問5 同一保険医療機関に通院で受診し、帰宅後、傷病の悪化により入院した場合のひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担金はどのようなになるのですか。

答5 ひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担金は、入院は1日につき、通院は1回につき徴収することになるので、それぞれにおいて自己負担金を徴収します。ただし、即日入院の場合は入院分のみを徴収します。

問6 細菌薬剤感受性検査で未来院の場合、ひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担金はどのようになるのですか。

答6 未来院の場合でも、患者からは自己負担金を徴収してください。

問7 他の公費負担制度がある場合、ひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担金はどのようになるのですか。

答7 ひとり親家庭等医療費等助成事業は、他の公費負担制度を優先させることから、他の公費負担制度助成額の自己負担額を対象とします。したがって、他の公費負担制度において窓口負担額のある場合においては、その窓口負担金をひとり親家庭等医療費等助成事業の助成対象とし、ひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担金のみを徴収することになります。

問8 訪問看護において、訪問看護プランに基づき1日に複数回訪問した場合、ひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担金はどのようになるのですか。

答8 訪問看護において、訪問看護プランに基づき1日に複数回訪問した場合、ひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担金は、1回分のみを徴収することになります。

## 2 受給券について

問1 月途中でA市からB市へ転居した場合、受給券はどのような取扱いになるのですか。

答1 転出先のB市では、転居月の翌月に、転入日から有効な受給券を交付します。

よって、当月は、A市に居住していた期間のみが現物給付の対象となり、B市転出後でB市発行の受給券の有効期間の始期までにかかった医療は、償還払いの対象となります。

問2 受給券の有効期間はどのように設定されていますか。

答2 市町村では、原則として例年11月に受給券の更新を行っているため、原則として、受給券の有効期間は10月31日までとなっております。（ただし、一部の市では11月以外の始期としている場合があります）

問3 ひとり親家庭等医療費等助成受給券と保険証は受診ごとに確認するのですか。

答3 原則として、受診ごとに確認していただくようお願いします。

特に、受給券が更新される月は、公費負担者番号が変更となる可能性があるため、ご注意ください。

### 3 ひとり親家庭等医療費等の請求について

問1 ひとり親家庭等医療費等の請求はどこに、どのように行うのですか。

答1 ひとり親家庭等医療費等の請求は、加入している保険が国民健康保険及び後期高齢者医療の場合は、千葉県国民健康保険団体連合会へ、社会保険の場合は社会保険診療報酬支払基金千葉支部へ、医療保険と公費（ひとり親家庭等医療費等）の併用レセプトにより行っていただきます。

問2 ひとり親家庭の父母等（児童を含む）の加入する保険者の所在地は、千葉県外でも問題ありませんか。

答2 千葉県外の国保組合に加入している場合は、現物給付の対象となります。

ただし、千葉県外の市町村国保及び千葉県外の後期高齢者医療に加入している場合は、現物給付の対象外となります。※受給券の発行はありません。

※国民健康保険の場合、保険者によっては、高額療養費分を窓口で徴収していただく場合があります。詳しくは「第4章 高額療養費の取扱いについて」をご参照ください。

問3 ひとり親家庭の父母等（児童を含む）の加入する保険者（市町村）と、受給券を発行する市町村が異なることはありますか。

答3 特別な事情がある場合には、異なる市町村であっても受給券が発行されることがあります。（住所地特例）

ただし、加入している保険者（市町村）は千葉県内に限ります。

問4 県外の医療機関を受診し発行された処方せんには公費負担者番号が記載されていないが、県内の医療機関で発行された処方せんと同様に、県内の保険調剤薬局において、ひとり親家庭等医療費等を請求することはできますか。

答4 県外の医療機関で発行された処方せんを提示された場合は、受給券により公費負担者番号等の受給者資格をご確認いただき、県内の医療機関を受診し発行された処方せんと同様にひとり親家庭等医療費等を請求してください。

問5 災害共済給付は総医療費 5,000 円以上を対象としており、1回の通院では対象とならなくても、何回か通院することで、5,000 円以上の医療費がかかれば対象となる場合があるため、初期の通院では災害共済給付の対象となるか判断できないことがあります。どのように対応すべきですか。

答5 学校管理下における負傷及び疾病による受診の場合は、ひとり親家庭等医療費等助成事業を使わずに、保険診療の一部負担金である3割等（就学前児は2割）相当額を請求してください。最終的に災害共済給付の対象とならなかった場合は、ひとり親家庭等医療費等助成事業において償還払いにより支給します。

問6 同じ月に複数回受診した場合、災害共済給付の対象となる医療費とそうでない医療費が混在することがありますが、どのように請求すればよいですか。

答6 同じ月に複数回受診し、かつ受給券を使用しないことがあった場合でも、実際に受領した金額をレセプト上に記載してください。

国保連合会及び支払基金では、診療回数×受給券の自己負担金が領収金額と合致しない場合、医療機関に確認をします。

【例】ひとり親家庭等医療費等助成事業の自己負担金 300 円、診療回数 3 回、領収金額 2,000 円の場合

領収金額が 900 円となっていないため、国保連合会及び支払基金では医療機関に状況を確認いたします。

## 4 その他

問1 ひとり親家庭等医療費等助成事業では、市町村によって所得制限を設けているが、具体的にはどういうことを意味するのですか。

答1 市町村が所得制限を設けている場合、ひとり親家庭の父母等の所得が一定の額を超えると、ひとり親家庭等医療費等助成事業の助成対象とならず、受給券も発行されません。

なお、所得制限の判定は、受給券を発行する際に市町村が行いますので、医療機関の窓口では、受給券の提示があった場合のみ現物給付の取扱いをしていただきますようお願いします。

問2 現在使用しているレセプトコンピュータは、自己負担区分を入力することにより、自動的に自己負担金が算定される仕様となっているので、自己負担区分「5」についても同様に自動算定できるようにしたいと考えているが、市町村別に金額を設定してしまっても問題ないか。

答2 市町村が自己負担金を変更した場合、自己負担区分「5」の金額も変更となるため、市町村別に金額を設定した場合には、その都度コンピュータの修正が必要となる可能性があります。

このため、受給券に記載された金額を見てから入力する又は選択するなどの仕様にしていただくことをお勧めします。

問3 ひとり親家庭等医療費等助成事業の受給券と併せて、子ども医療費助成事業または重度心身障害者（児）医療費助成事業の受給券の提示があった場合は、どのようにレセプト請求をするのですか。

答3 両方の受給券が有効期間内であっても、いずれか一方のみを記載して請求してください。

同時ではなく、同一月の別日にそれぞれ提示された場合についても、同様の取扱いとします。

# 資料編

## 公費負担者番号に設定する市町村番号

市町村名	市町村番号	市町村名	市町村番号	市町村名	市町村番号	市町村名	市町村番号
千葉市	01	四街道市	17	九十九里町	45	鋸南町	69
習志野市	02	八街市	18	芝山町	51	木更津市	76
八千代市	03	印西市	19	茂原市	52	君津市	77
船橋市	04	白井市	20	一宮町	53	富津市	78
鎌ヶ谷市	05	富里市	21	睦沢町	54	袖ヶ浦市	79
市川市	06	酒々井町	22	長生村	55	市原市	80
浦安市	07	栄町	25	白子町	56	南房総市	81
松戸市	08	神崎町	28	長柄町	57	いすみ市	82
柏市	09	多古町	33	長南町	58	香取市	83
流山市	10	東庄町	35	勝浦市	59	匝瑳市	84
我孫子市	11	銚子市	36	大多喜町	60	山武市	85
野田市	13	旭市	38	御宿町	62	横芝光町	86
成田市	15	東金市	43	館山市	65		
佐倉市	16	大網白里市	44	鴨川市	66		

## ひとり親家庭等医療費等助成事業市町村担当課一覧

番号	市町村	担当部署	電話番号	内線	郵便番号	所在地
1	千葉市	こども家庭支援課	043-245-5179		260-8722	千葉市中央区千葉港1番1号
2	銚子市	子育て支援課	0479-24-8967		288-8601	銚子市若宮町1番地の1
3	市川市	こども福祉課	047-712-8539		272-8501	市川市八幡1-1-1
4	船橋市	児童家庭課	047-436-3316		273-8501	船橋市湊町2-10-25
5	館山市	社会福祉課	0470-22-3750		294-8601	館山市北条1145-1
6	木更津市	子育て支援課	0438-23-7243		292-8501	木更津市朝日3-10-19
7	松戸市	子育て支援課	047-366-3127		271-8588	松戸市根本387-5
8	野田市	児童家庭課	04-7125-1111	2135	278-8550	野田市鶴奉7-1
9	茂原市	子育て支援課	0475-20-1573		297-8511	茂原市道表1番地
10	成田市	子育て支援課	0476-20-1538		286-8585	成田市花崎町760
11	佐倉市	児童青少年課	043-484-6140		285-8501	佐倉市海隣寺町97番地
12	東金市	子育て支援課	0475-50-1202		283-8511	東金市東岩崎1番地1
13	旭市	子育て支援課	0479-62-8012		289-2595	旭市二の1920番地
14	習志野市	子育て支援課	047-453-9203		275-8601	習志野市鷺沼2-1-1
15	柏市	こども福祉課	04-7167-1595		277-8505	柏市柏五丁目10番1号
16	勝浦市	福祉課	0470-73-6618		299-5292	勝浦市新官1343番地の1
17	市原市	子ども福祉課	0436-23-9802		290-8501	市原市国分寺台中央1-1-1
18	流山市	子ども家庭課	04-7150-6082		270-0192	流山市平和台1-1-1
19	八千代市	子ども福祉課	047-483-1151	2262	276-8501	八千代市大和田新田312-5
20	我孫子市	子ども支援課	04-7185-1111		270-1192	我孫子市我孫子1858
21	鴨川市	子ども支援課	04-7093-7113		296-0033	鴨川市八色887-1
22	鎌ヶ谷市	こども支援課	047-445-1325		273-0195	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1
23	君津市	子育て支援課	0439-56-1128		299-1192	君津市久保2丁目13番1号
24	富津市	子育て支援課	0439-80-1256		293-8506	富津市下飯野2443番地
25	浦安市	こども課	047-712-6424		279-8501	浦安市猫実一丁目一番一号
26	四街道市	子育て支援課	043-421-6124		284-8555	四街道市鹿渡無番地
27	袖ヶ浦市	子育て支援課	0438-62-3272		299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場1-1
28	八街市	子育て支援課	043-443-1693		289-1192	八街市八街ほ35番地29
29	印西市	子育て支援課	0476-33-4645		270-1396	千葉県印西市大森2364-2
30	白井市	子育て支援課	047-497-3487		270-1492	白井市復1123
31	富里市	子育て支援課	0476-93-4497		286-0292	富里市七栄652-1
32	南房総市	社会福祉課	0470-36-1153		294-8701	南房総市谷向100番地
33	匝瑳市	子育て支援課	0479-73-0096		289-2198	匝瑳市八日市場ハ793番地2
34	香取市	子育て支援課	0478-50-1257		287-8501	香取市佐原口2127
35	山武市	子育て支援課	0475-80-2631		289-1392	山武市殿台296番地
36	いすみ市	福祉課	0470-60-1120		298-8501	いすみ市大原7400番地1
37	大網白里市	子育て支援課	0475-70-0331		299-3292	大網白里市大網115-2

## ひとり親家庭等医療費等助成事業市町村担当課一覧

番号	市町村	担当部署	電話番号	内線	郵便番号	所在地
38	酒々井町	健康福祉課	043-496-1171		285-8510	印旛郡酒々井町中央台4-11
39	栄町	福祉・子ども課	0476-33-7707		270-1592	印旛郡栄町安食台1丁目2番
40	神崎町	保健福祉課	0478-72-1603		289-0221	香取郡神崎町神崎本宿96番地
41	多古町	子育て支援課	0479-76-5412		289-2292	香取郡多古町多古584
42	東庄町	健康福祉課	0478-79-0910		289-0612	香取郡東庄町石出2692-4
43	九十九里町	社会福祉課	0475-70-3359		283-0195	山武郡九十九里町片貝4099
44	芝山町	福祉保健課	0479-77-3914		289-1692	山武郡芝山町小池992
45	横芝光町	健康こども課	0479-82-3400		289-1733	山武郡横芝光町栗山1076番地
46	一宮町	子育て支援課	0475-42-1415		299-4396	長生郡一宮町一宮2457番地
47	睦沢町	福祉課	0475-44-2578		299-4492	長生郡睦沢町下之郷1650-1
48	長生村	子ども教育課	0475-32-2117		299-4394	長生郡長生村本郷 1-77
49	白子町	健康福祉課	0475-33-2113		299-4292	長生郡白子町関5074番地の2
50	長柄町	健康福祉課	0475-35-2414		297-0298	長生郡長柄町桜谷712
51	長南町	福祉課	0475-46-2116		297-0192	長生郡長南町長南2110
52	大多喜町	健康福祉課	0470-82-2168		298-0292	夷隅郡大多喜町大多喜93
53	御宿町	保健福祉課	0470-68-6716		299-5192	夷隅郡御宿町須賀1522
54	鋸南町	保健福祉課	0470-50-1171		299-1902	安房郡鋸南町保田560

# 《 問い合わせ先 》

## ひとり親家庭等医療費等助成事業について

千葉県健康福祉部児童家庭課 ひとり親家庭班

住 所：〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電 話：043-223-2320

FAX：043-224-4085

## ひとり親家庭等医療費等の請求について

社会保険診療報酬支払基金千葉支部

住 所：〒260-8521 千葉市中央区問屋町2番1号

電 話：043-241-9151

FAX：043-248-1427

千葉県国民健康保険団体連合会 業務第一部管理課 管理係

住 所：〒263-8566 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号

電 話：043-254-7183

FAX：043-254-0048